

## 第119回市議会（定例会）提出議案について

議案47件（人事3件，一般17件，条例6件，決算12件，補正予算9件）

- 1 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 3 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

令和4年1月1日からの3年間を任期とする人権擁護委員候補者の国への推薦について，議会の意見を求めるものです。

### 4 字の区域の変更について

宮城県が事業主体である農山漁村地域復興基盤総合整備事業気仙沼地区（大谷工区）の施行により，農地等の区画に変更が生じるため，本吉町窪などの字の区域を変更するものです。

### 5 気仙沼市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い，本市全域が引き続き過疎地域に指定されたことから，本市の持続的発展に資する過疎地域対策事業を推進するため策定するものです。

- 6 市道二ノ浜8号線の路線認定について
- 7 市道二ノ浜7号線の路線変更について
- 8 市道宿浦1号線の路線認定について
- 9 市道竹の袖港線の路線認定について
- 10 市道大沢橋橋本線外1路線の路線廃止について
- 11 市道加茂神社港線の路線変更について

漁業集落防災機能強化事業に伴い，それぞれ路線認定，路線変更，路線廃止するものです。

## **1 2 市道宿浦 2 号線外 1 路線の路線認定について**

防潮堤整備事業による市道浦馬場線の付替工事に伴い、当該路線の旧道部分を路線認定するものです。

## **1 3 市道小泉街旧診療所前線外 1 路線の路線変更について**

## **1 4 市道小泉町外尾川 2 号線外 1 路線の路線廃止について**

防災集団移転促進事業により買取りした移転元地を産業用地として一体的に利用するに当たり、当該路線の全部及び一部が事業の用に供したことから、それぞれ路線変更、路線廃止するものです。

## **1 5 市道田中前杉ノ沢線の路線認定について**

神山川横断歩道橋の整備に伴い、路線認定するものです。

## **1 6 23年災第5670号鶴ヶ浦漁港海岸鶴ヶ浦防潮堤外災害復旧工事請負契約に係る変更契約の締結について**

既設鋼矢板の引抜きが腐食等により困難となったため、工法を変更することなどから、工事費を増額するものです。

## **1 7 朝日町赤岩港橋梁上部工工事請負契約に係る変更契約の締結について**

周辺事業との調整により、施工条件を見直すことなどから、工事費を増額するものです。

## **1 8 南気仙沼雨水幹線函渠築造工事請負契約に係る変更契約の締結について**

施工区間に新たに旧護岸及び旧橋桁が埋まっていることが判明し、構造物取壊しを増工することなどから、工事費を増額するものです。

## **1 9 南気仙沼復興市民広場運動施設外整備工事請負契約に係る変更契約の締結について**

天然芝としていたコート部分を人工芝に変更することなどから、工事費を増額するものです。

## **2 0 財産の無償貸付けについて**

閉校した旧浦島小学校について、未活用財産の有効活用や民間事業者の活力等を活かした地域の活性化を図るため、建物を無償貸付けするものです。

**2 1 気仙沼市個人情報保護条例及び気仙沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、同法を引用する条項の号ずれなどを整理するため、所要の改正を行うものです。

**2 2 気仙沼市職員のサービスの宣誓に関する条例及び気仙沼市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について**

行政手続等における事務の効率化及び利便性の向上を目的に押印等の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

**2 3 気仙沼市手数料条例の一部を改正する条例制定について**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号カードの再発行に係る手数料を廃止するため、所要の改正を行うものです。

**2 4 気仙沼市保育所条例の一部を改正する条例制定について**

休所している前沢保育所及び石甲保育所を閉所するため、所要の改正を行うものです。

**2 5 気仙沼市保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について**

気仙沼市唐桑保健福祉センターの空調設備改修工事の完了に伴い、使用料を定めるため、所要の改正を行うものです。

**2 6 気仙沼市立公民館条例の一部を改正する条例制定について**

気仙沼中央公民館の移転新築に伴い、当該施設の位置を変更するとともに使用料を定めるため、所要の改正を行うものです。

**2 7 令和2年度気仙沼市一般会計決算認定について**

**2 8 令和2年度気仙沼市土地特別会計決算認定について**

**2 9 令和2年度気仙沼市国民健康保険特別会計決算認定について**

**3 0 令和2年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について**

**3 1 令和2年度気仙沼市介護保険特別会計決算認定について**

**3 2 令和2年度気仙沼市魚市場特別会計決算認定について**

- 3 3 令和2年度気仙沼市唐桑半島ビジターセンター事業特別会計決算認定について
  - 3 4 令和2年度気仙沼市水道事業会計決算認定について
  - 3 5 令和2年度気仙沼市簡易水道事業会計決算認定について
  - 3 6 令和2年度気仙沼市ガス事業会計決算認定について
  - 3 7 令和2年度気仙沼市下水道事業会計決算認定について
  - 3 8 令和2年度気仙沼市病院事業会計決算認定について
  
  - 3 9 令和3年度気仙沼市一般会計補正予算
  - 4 0 令和3年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算
  - 4 1 令和3年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
  - 4 2 令和3年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算
  - 4 3 令和3年度気仙沼市水道事業会計補正予算
  - 4 4 令和3年度気仙沼市簡易水道事業会計補正予算
  - 4 5 令和3年度気仙沼市ガス事業会計補正予算
  - 4 6 令和3年度気仙沼市下水道事業会計補正予算
  - 4 7 令和3年度気仙沼市病院事業会計補正予算
- ※ 補正予算は、別紙により説明します。

## 報告14件

### 1 専決処分の報告について

本年7月18日、市内福美町地内において、消防団員が運転する消防活動二輪車が道路から一段低い土地に転落した際に相手方車両と接触し、リアガラスなどを破損させた事故について、相手方との間で損害賠償の協議が調い、合意に達したことから専決処分したものです。

### 2 専決処分の報告について

本年7月20日、市内田中地内において、農林課職員が運転する庁用車の左後輪タイヤが裂け、車輪から外れたタイヤが相手方車両と接触し、右前方部を破損させた事故について、相手方との間で損害賠償の協議が調い、合意に達したことから専決処分したものです。

### 3 専決処分の報告について

23年災第5700号川原漁港海岸川原防潮堤外災害復旧工事において、既設消波ブロックの撤去個数及び処分先が確定したことなどにより工事費が増額となることから、変更契約の締結について専決処分したものです。

#### **4 専決処分の報告について**

宿舞根（藤北）地区漁集事業2号集落道外整備工事において、安全確保のため防護柵工を増工したことなどにより工事費が増額となることから、変更契約の締結について専決処分したものです。

#### **5 専決処分の報告について**

横沼漁港海岸保全施設整備事業防潮堤整備外工事において、土砂の一部に硬岩が出土したことなどにより工事費が増額となることから、変更契約の締結について専決処分したものです。

#### **6 専決処分の報告について**

道の駅「大谷海岸」災害復旧外構工事において、敷地入口に設置するメイン看板をランドマークとなるように仕様を変更したことなどにより工事費が増額となることから、変更契約の締結について専決処分したものです。

#### **7 専決処分の報告について**

気仙沼中央公民館災害復旧移転新築建築本体工事において、支持層の起伏により杭本体の長さを調整したことなどにより工事費が増額となることから、変更契約の締結について専決処分したものです。

#### **8 令和2年度気仙沼市非強制徴収債権の放棄について**

#### **9 令和2年度気仙沼市健全化判断比率及び資金不足比率について**

#### **10 令和2年度気仙沼ケーブルネットワーク株式会社経営状況について**

#### **11 令和2年度気仙沼グリーンエナジー株式会社経営状況について**

#### **12 令和2年度株式会社気仙沼産業センター経営状況について**

#### **13 令和2年度気仙沼地域開発株式会社経営状況について**

#### **14 令和2年度株式会社道の駅大谷海岸経営状況について**

## 令和3年度 一般会計 9月補正予算(案)

既定予算額	44,417,450 千円
補正予算額	599,602 千円
補正後予算額	45,017,052 千円

### 〈補正の概要〉

#### 歳出予算

##### 〔主な事業〕

##### <通常分>

- ① 地域集会施設等整備事業補助金 49,140 千円  
地域住民の活動拠点となる集会施設の確保を図り、連帯意識の醸成と地域コミュニティの活発化、地域防災力の強化を図る。  
〔 内容：集会施設を整備する自治会に対し、生活環境整備補助金(地域集会施設等整備事業補助金)を交付する。  
対象自治会：長磯原自治会，立沢自治会 〕
- ② 集会施設改修等事業 58,798 千円  
老朽化した市有集会施設の建替えを行い、施設の安全性を向上させ、施設の利用促進によるコミュニティの活性化、地域防災力の強化を図る。  
〔 建築施設：宿集会所，場所：唐桑町宿浦地内，構造等：木造平屋建，175㎡程度 〕
- ③ 子ども医療費助成事業 30,252 千円  
子どもを持ち育てる世代が安心して子育てができる環境を整えるため、本年10月から助成対象を拡大する。  
〔 対象者：市内に住所を有する18歳到達の年度末までの子どもへ拡大  
(現行は15歳到達の年度末(中学校卒業)までの子ども)  
助成内容：医療費の一部負担(入院時の食事代など保険対象外の費用を除く)  
所得制限：廃止  
実施時期：令和3年10月1日  
拡大対象者数見込み：2,500人 〕
- ④ 消防屯所整備事業 53,832 千円  
老朽化した漆原消防屯所及び猪の鼻消防屯所を統合し、(仮称)山田消防屯所を整備する。  
〔 内容：  
(仮称)山田消防屯所(本吉町宮内地内) 構造等：木造2階建(車両2台格納)  
漆原消防屯所(本吉町寺要害地内)及び猪の鼻消防屯所(同猪の鼻地内)の解体 〕
- ⑤ 学力向上・学習支援事業(英検受検料補助事業) 1,505 千円  
市立中学校に在籍する生徒に対して、公益財団法人日本英語検定協会が実施している英語検定(英検)の級取得を促すことで、生徒の英語力向上への意欲を高める。  
〔 対象者：市立中学校在籍生徒の保護者  
補助額：準会場(※)で受検した4級から準2級検定料の半額  
準2級受検 2,900円(準会場検定料5,800円の半額)  
3級受検 2,400円(準会場検定料4,800円の半額)  
4級受検 1,450円(準会場検定料2,900円の半額)  
※受検者が所属する団体(学校など)が団体申込みを行い、試験を実施する会場 〕

## <新型コロナ対応分>

- ・下記事業のうち⑦～⑬は、一旦、一般財源を充当。
- ・下記事業⑦～⑬のほか、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分(約7千万円)や予算化済分の執行残等を活用する事業を現在調整中であり、最終日に追加提案を予定。
- ・また、第116回市議会(令和3年2月定例会)において、国の手続き後に予算化としていた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次配分額(410,815千円)については、追加提案にあわせ、一般財源との組替えを予定。

### (感染予防)

- ⑥ 新型コロナウイルスワクチン接種事業(追加) 82,800 千円  
新型コロナウイルスワクチンの接種を推進し、感染拡大防止を図る。
- 〔 内容:満12歳から64歳までのワクチン接種に必要な追加費用を計上する。  
新型コロナウイルスワクチン接種業務, 集団接種会場運営業務,  
コールセンター設置運営業務 等 〕
- ⑦ インフルエンザ予防接種事業 16,100 千円  
新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されるため、インフルエンザ予防接種の助成対象者を拡充し、感染拡大防止を図る。
- 〔 対象者:接種日において、市内に住所を有する生後6ヶ月から高校3年生の年齢までの者  
実施方法:医療機関においてワクチンを接種  
接種回数:生後6か月から12歳まで 2回, 13歳から高校3年生の年齢まで 1回  
見込み件数:6,708件 〕

### (経済対策)

- ⑧ 漁船乗組員宿泊待機施設確保協力金 6,500 千円  
気仙沼漁港に入港中の漁船乗組員で本市に居所のない者が、保健所により感染症の濃厚接触者・接触者と判定され、個室での隔離が必要となった場合、また、検査の結果、陽性と判断され、療養施設等への移送が必要となった場合、宿泊者を受け入れた宿泊施設に対し協力金を交付する。
- 〔 対象者:新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者・接触者の受入れに協力した市内の民間宿泊施設  
補助金額:濃厚接触者等の受入れに伴いフロアの占用化などが必要になった場合などに生ずる空き室当たり 2,500円/日 〕
- ⑨ 住宅リフォーム促進事業補助金 15,000 千円  
感染症により影響を受けている市内経済の回復を目的として、市内の建築事業者等による住居のリフォーム工事を促進することにより、住宅関連産業を起点とした地域産業の活性化と市民の住環境の向上を推進する。
- 〔 対象者:市内に存する住宅を所有する者  
補助要件:以下の全てを満たすリフォーム工事を対象とする  
(1)所有者又は所有者の家族が現に居住し、又は居住する予定である住宅(専用住宅又は店舗併用住宅の居住部分)に係るリフォーム工事であること。  
(2)居住者の住環境の向上を目的としたリフォーム工事であること。  
( 撤去のみの費用, 家電製品等の備品購入, 外構工事, 看板設置等は対象外)  
(3)1件当たり300千円以上の経費を要していること。  
(4)市内に本店を有する法人又は個人事業者が施工する工事であること。  
(5)令和3年4月1日以降に着工し、令和3年度内に完了する工事であること。  
補助額:一律100千円 〕

- ⑩ 飲食店感染予防型店舗リフォーム促進事業補助金 5,000 千円  
 市内飲食店が、感染症対策のための店舗リフォームを行う際の経費の一部を支援する。  
 対象者：市内で飲食店を運営する事業者で、市内に本店もしくは本社を有する中小企業又は市内に住所を有する個人事業主  
 補助対象：対象者が、令和3年4月1日以降に支出した感染予防対策経費のうち、設備・備品購入費及び店舗改装工事費（飛沫感染防止アクリルパネル、パーティション、CO2センサー、換気設備等）。  
 補助率：100%（ただし、当該要した経費に、宮城県飲食店感染予防環境整備支援事業補助金を活用した場合は、当該補助金に該当しない部分の100%）  
 補助金額：50千円（上限）
- ⑪ 空き店舗活用促進事業補助金 12,000 千円  
 感染症の影響その他の理由により、復興事業で整備・再建した商業施設に生じている空き店舗について、その活用を促進し、空き店舗の解消を図ることにより、商店街の活性化を推進し、本市産業の振興を図る。  
 対象者：市内に本社又は本店を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人で、東日本大震災後の復旧・復興事業で整備又は再建をした商業施設内に存する空き店舗を活用して、令和3年4月以降に店舗（飲食業又は小売業）を設置した者（ただし、国の事業再構築補助金又は市のチャレンジオーナー補助金の交付を受けた事業者は対象外）  
 補助金額：新たに開設した店舗に要する家賃月額6倍に相当する額（上限120万円）
- ⑫ 海の家事業者緊急支援金 400 千円  
 感染症拡大による宮城県独自の緊急事態宣言発令に伴い海水浴場が閉鎖となり、海の家営業期間が短縮を余儀なくされたことから、事業者に対し緊急支援として支援金を交付する。  
 対象事業者：市内の海水浴場で海の家を営業していた事業者  
 支給金額：  
 (1)海岸管理者（宮城県）等から海の家設置のための許可を得て営業していた事業者 100千円  
 (2)移動可能なキッチンカー等（簡易なもの）で営業していた事業者 50千円
- ⑬ 気仙沼市タクシーデリバリーサービス補助事業（増額） 24,300 千円  
 感染症の影響を受けている市内飲食店及びタクシー事業者に対する支援として、飲食店のデリバリーサービス（飲食物の宅配サービス）に要する負担軽減のため、飲食店がタクシー事業者に依頼してデリバリーサービスを実施したときの運送費用として、タクシー事業者に対し補助金を交付することにより、飲食店のデリバリーサービスの実施を促進し、売上げの増加による本市経済の活性化を図る。  
 補助対象者：宮城県タクシー協会気仙沼支部会員のうち市内のタクシー事業者  
 対象事業：デリバリー注文を受けた登録飲食店が、上記タクシー事業者へ配車を依頼し、それを受けた乗務員が店舗で注文品の受取り、代金立替払いを行い、タクシーにより4kmまで無料で配達する。市は、デリバリー件数に応じてタクシー事業者に補助金を交付する。  
 補助金額：デリバリー1件当たり1,500円  
 実施期間：令和3年4月～3月末（9月末までの予定を延長）

## 歳入予算

地方交付税 1,118,324千円、国庫支出金 86,355千円、繰入金 △2,293,463千円、繰越金 1,536,055千円  
 市債 126,153千円 等



## 令和3年度 特別会計 9月補正予算(案)

○ 国民健康保険特別会計補正予算	
既定予算額	7,423,690 千円
補正予算額	△ 528 千円
〔 保険給付費交付金償還金等 〕	
補正後予算額	7,423,162 千円
○ 後期高齢者医療特別会計補正予算	
既定予算額	961,589 千円
補正予算額	2,199 千円
〔 後期高齢者医療広域連合納付金等 〕	
補正後予算額	963,788 千円
○ 介護保険特別会計補正予算	
既定予算額	7,856,120 千円
補正予算額	165,050 千円
〔 財政調整基金積立金等 〕	
補正後予算額	8,021,170 千円

---

## 令和3年度 企業会計 9月補正予算(案)

○ 水道事業会計補正予算	
収益の支出	
既定予算額	2,085,842 千円
補正予算額	△ 5,528 千円
〔 職員給与費等 〕	
補正後予算額	2,080,314 千円
○ 簡易水道事業会計補正予算	
収益の支出	
既定予算額	84,574 千円
補正予算額	596 千円
〔 職員給与費等 〕	
補正後予算額	85,170 千円
○ ガス事業会計補正予算	
収益の支出	
既定予算額	376,355 千円
補正予算額	4,504 千円
〔 職員給与費等 〕	
補正後予算額	380,859 千円

○ 下水道事業会計補正予算

収益の支出

既定予算額 1,801,064 千円

補正予算額 214,083 千円

〔減価償却費等〕

補正後予算額 2,015,147 千円

資本の支出

既定予算額 1,098,158 千円

補正予算額 563 千円

〔備消耗品費等〕

補正後予算額 1,098,721 千円

○ 病院事業会計補正予算

収益の支出

既定予算額 11,990,047 千円

補正予算額 1,091 千円

〔医業費用等〕

補正後予算額 11,991,138 千円

資本の支出

既定予算額 513,481 千円

補正予算額 4,473 千円

〔器械備品購入費等〕

補正後予算額 517,954 千円